医政発 0604 第 20 号 令和 6 年 6 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」の一部改正について

ICTを利用した死亡診断等については、これまで「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」(平成29年9月12日付け医政発0912第1号の別紙。以下「ガイドライン」という。)において、その基本的な考え方や医師がICTを利用した死亡診断等を行う際に必要となる要件等をお示ししてきました。

今般、ICTを利用した死亡診断等の実施状況等を踏まえ、別添1のとおりガイドラインの一部を改正いたしましたので、貴職におかれましては、これを御了知の上、貴管下保健所設置市(特別区を含む。)、関係機関、関係団体等に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、平成29年9月12日付けでお示ししたガイドラインからの修正点は別添2の新旧対照表を御参照ください。